

【平成29年度】
長南町企業等誘致支援業務委託
企画提案募集要領

1. 業務名

長南町企業等誘致支援業務

2. 業務内容

別紙「長南町企業等誘致支援業務委託仕様書」のとおり

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から平成30年3月9日（金）まで

4. 委託費の上限

10,099千円（消費税込み）

5. 委託者選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを審査会において審査し、審査結果が最も高い者を委託先候補として選定する。

6. 応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 役員に、次の①又は②のいずれに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ないもの
 - ② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第154号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (4) 政治資金規正法第3条に規定する政治団体あるいは宗教法人法第2条に規定する宗教団体に該当しない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でない者。
- (6) 租税（国税及び地方税）を完納している者。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を超過しない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡りがない者。

7. プロポーザル実施スケジュール

1. 公告	平成29年6月2日（金）
2. 質問書受付期間	平成29年6月2日（金） ～6月16日（金）
3. 公募申請受付期間	平成29年6月2日（木） ～6月20日（火）
4. 審査会（プレゼンテーション）実施日	平成29年6月26日（月）

8. 質問書の受け付け及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式4）により、上記7に掲げる質問書受付期間内に事務局あて電子メールにて送信し、送信後に必ず事務局へ確認の電話連絡を行うこと。

(2) 回答方法

質問又は回答が質問者の提案事項に関する個別的な内容の場合は、質問者に対してのみ回答することとし、共通事項に関する内容の場合は、長南町ホームページに掲載する。（事務局において軽微と判断した場合は除く。）

9. 参加申し込み

(1) 提出書類

以下の書類を、正本1部、副本9部提出する。

- ① 公募型プロポーザル方式業者選定参加申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（A4版任意様式、10枚以内）
- ③ 経費の概算見積書（A4版任意様式）
- ④ 業務実績表（様式第2号）
- ⑤ 業務実施体制表（様式第3号）

- ⑥ 会社概要（直近の事業報告及び定款を添付すること）
- ⑦ 登記事項証明書の写し（法人の場合）
- ⑧ 代表者の身分証明書（法人以外の場合）
- ⑨ 国税及び地方税の納税証明書の写し

(2) 提出方法

持参又は郵送によること。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(3) 提出期限

平成29年6月20日（火）必着

(4) 失格事項

申込者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- ① 参加資格条件をすべて満たしていないとき
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき
- ③ 同一のプロポーザルに対して、複数の提案をしたとき
- ④ 提出書類及び説明内容等に虚偽の内容があったとき
- ⑤ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- ⑦ 実施要領及び担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ⑧ 法令に違反し、公序良俗に反するおそれがあるとき
- ⑨ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(5) 参加申込みの辞退

申込者が本プロポーザルの申込みを辞退する場合は、申込辞退届（任意様式）を町に提出すること。

6. 審査会におけるプレゼンテーション

(1) 開催日時

平成29年6月26日（月）（時間は別途通知する。）

(2) 開催場所

長南町役場 分館2階 第1会議室

(3) 所要時間

1事業者につき30分（説明20分程度、質疑10分程度）

7. 審査・選考方法及び審査結果

- (1) 企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを、下記(2)及び(3)に掲げる審査会及び審査基準により審査し、最高点を獲得した1団体を委託先候補に選定する。
- (2) 審査会は、副町長を委員長とし、総務課長、企画政策課長、財政課長、産業振興課長、建設環境課長、ガス課長の6名を委員として、合計7名により審査を実施する。(長南町建設工事等指名業者選定審査会と同一の構成)
- (3) 審査にあたっては、以下の項目及び基準により総合的に評価する。

審査項目	審査基準
1. 業務理解度	事業目的の趣旨を理解した企画提案内容であるか。
2. 事業実績	同様の事業実績、評価できる成果を有するか。
3. 実施体制	業務遂行に必要な能力を有する人員を十分な人数で配置できるか。
4. 提案の妥当性	事業計画の内容とスケジュールは適正か。
5. 提案の実現性	長南町の地域特性等を加味し、実現可能な計画内容であるか。
6. 専門性	業務遂行に必要な専門知識、経験を有するか。
7. 情報発信力	業務遂行に必要な情報量及び情報発信力を有するか。
8. 見積金額	業務遂行に不要な経費の計上はないか。適正な経費の積算により算出しているか。
9. 積極性・意欲	目的達成に向けて取り組む積極的な姿勢で取り組んでいるか。
10. 期待度	目的を達成し十分な成果が期待できるか。

- (4) 審査結果は、企画提案者全員に郵送により通知する。その際、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

8. 委託契約

- (1) 選考により委託先候補に決定した事業者と町は協議を行い、委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案内容が基本

- となるが、委託先候補者と町の協議により最終決定する。
- (2) 委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費で、事業終了後の業務完了報告書等の作成経費を含む。

9. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は申込者が負担とする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提出書類及び審査書類は一切公表しないものとし、今回の選定以外の目的に使用しない。ただし、長南町情報公開例に基づく公開請求により公開することがある。その場合、個人情報等については公開対象から除く。

10. 問合せ及び提出先

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

長南町企画政策課企画調整係

E-mail kikaku@town.chonan.chiba.jp

電話 0475-46-2113

FAX 0475-46-1214